

大学発新産業創出プログラム  
(START)大学・エコシステム推進型  
スタートアップ・エコシステム  
形成支援

令和3年度(補正)・令和4年度  
公募説明会

2022年3月

産学連携展開部 START事業グループ



科学技術振興機構

# 公募概要

本公募は令和3年度補正予算による支援と令和4年度本予算による支援の2種類の公募を同時に実施します。

	令和3年度補正予算	令和4年度本予算
予算※1	文部科学省からJSTへの補助金	文部科学省からJSTへの運営費交付金
期間	契約締結日～契約締結日の属する年度末(3月31日)まで	契約締結日～令和8年度末まで
支援金額※2、3 (直接経費)	1プラットフォームあたり: 上限4億円、平均2.4億円程度	1プラットフォームあたり: 上限8,000万円/年、平均5,800万円程度/年
採択等 予定数	新規4PF程度採択	新規4PF程度採択

※1 どちらもJSTから各機関への資金配分は委託研究費となります。

※2 間接経費はどちらも直接経費の30%が上限です。

※3 予算総額の都合上、プラットフォームの規模(主幹機関および共同機関の数、大学発ベンチャー創出数、参画大学の学生数、単願特許出願数等)等の状況を踏まえた審査を行い、**実際の支援額について、申請額から大幅に減額(一例として、予算規模の平均である2.4億円以下(R3補正予算)、上限金額の半額である4,000万円/年以下(R4本予算)等)**させて頂く場合があります。

# 令和3年度補正(補助金)事業の留意点①

令和3年度補正予算による支援は令和3年度第1次補正予算の「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金」によって行われる事業です。

- 執行にあたっては、JST が配分する他の研究資金とは区別して管理することが求められます。経費の切り分けが明確にできる場合以外は、本補助金と令和4年度本予算による支援との合算使用や、その他補助金および自己資金との合算使用はできません。
- 企業等(大学等以外)について、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の物品の委託研究費による調達は認められません。
- 事業実施期間中または終了後に書面または実地による経費執行についての確認を行います。JSTと委託研究契約を締結したすべての機関で収支簿の提出が必須となります。

# 令和3年度補正(補助金)事業の留意点②

- 原則として、委託研究契約期間外に発生又は支払われた経費は認められません。発注、納品・検収、支払は、委託研究契約期間中に行ってください。  
⇒3月末が支出の期限となります(通常のプログラムでは5月末)。
- ただし、委託契約期間中に発生し、かつ、経費が確定しているものであって、委託研究契約期間中に支払いが行われていないことについて、相当の事由があると認められる場合に限り、当該経費の計上が可能です。

[計上が認められる例]

- ・ 人件費における社会保険料等事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分
- ・ 3月従事分の人件費(派遣社員も含む)
- ・ 3月分の旅費、謝金、光熱水料、通信費、リース、レンタル料

# 支援の項目①

本公募プログラムの支援終了時点におけるプラットフォームとして目指す姿について、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくかを踏まえた上で定め、プラットフォームとして以下の項目を実施する必要があります。

- (1)起業活動支援プログラムの運営
- (2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等
- (3)起業環境の整備
- (4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

また、支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向け、外部資金獲得の仕組みについて検討・構築しつつエコシステムの形成を行うこと。

## 支援の項目②

	R3年度補正予算	R4年度本予算
(1) 起業活動支援プログラムの運営	○	○
(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等	-	○
(3) 起業環境の整備	○※	○※
(4) 拠点都市におけるエコシステムの形成・発展	-	○

※起業環境の整備については、拠点都市環境整備型の支援を受けているプラットフォームに参画している機関の機器整備については真に必要なものに限る。

# 支援の項目③

## ■ 令和4年度本予算

- **支援期間中の毎年度**、翌年度等に向けた準備や、外部資金を活用した本公募プログラムによる経費を使用しない取組も含めて、プラットフォームとして**全ての項目**に取り組むこととします。  
(各項目の毎年度の経費執行は必須とはしません)。
- 主幹機関は**全ての項目**を主体的に実施します。
- 共同機関は **(2)アントレ教育について必ず実施**することとします。  
(1)起業活動支援、(3)環境整備は必要に応じて実施し、  
(4)エコシステムに関しては他の参画機関と連携しながら実施することとします。

## ■ 令和3年度補正予算

- 主幹機関は(1)起業活動支援、(3)環境整備を主体的に実施します。
- 共同機関は(1)起業活動支援、(3)環境整備を必要に応じて実施します。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 概要

- ・大学等の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費(GAPファンド)を適切に配布。  
※大学等のみ研究開発費(GAPファンド)の執行が可能  
※目安として、革新的な技術シーズの場合は特に1件当たり500万円程度、最大1000万円程度を想定
- ・**起業支援、新規事業の創出等を目指している者(学生・教職員等)に対するGAPファンド支援に至るまでの一連の流れを含めた起業ノウハウ等の学習機会の提供、ビジネスモデルのブラッシュアップ、知財化・国際標準化・データの構造化等に向けた戦略的な取組支援、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング、これらをハンズオン支援する人材の育成等の支援。**
- ・プラットフォーム内でDemo Dayを開催し、起業活動支援プログラムで支援を行った研究開発課題について、VCやエンジェル投資家、将来の提携事業先企業等が参画する場において活動成果を発表。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 留意事項

- ・本公募プログラムのみならず、外部資金や拠点都市内の他制度等も組み合わせながら起業活動の支援を実施するとともに、大学等に経験やノウハウが蓄積される仕組みの構築に積極的に取り組むこと。
- ・起業活動支援プログラムは、プラットフォーム内で共通のプログラムを参画機関が共同運営すること。  
※GAPファンドの募集・審査は機関毎でなく必ずプラットフォーム全体で合同実施すること。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 主な変更点①

## ■ 目指す大学発ベンチャー像について

・**目指す大学発ベンチャー像も含め、**中長期的な目線で、外部資金も活用しながら起業活動支援プログラムを実施すること。

①研究機関の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す大学等発ベンチャー

②研究機関の革新的技術シーズを基にSDGsの達成や地域の社会課題解決にも資する社会的インパクトの高い大学等発ベンチャー

## ■ 選考における留意点を記載(公募要領p34-35)

・採択は審査結果を基に決定すること。採択にあたっては、原則として所属機関等のバランスは考慮しないこと。

**なお、上記の原則と異なる選考方法をとる予定の場合は、申請書やヒアリング審査において、選考方法の詳細やその選考方法をとる理由をあらかじめ説明し、本公募プログラムの委員会の承認を得ること。**

その際、案件の質を確保する方法(学内で厳正に選考する等の質の確保)や副次的な目的についての定量的な評価方法等もあわせて説明すること。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 主な変更点②

- GAPファンドの単価について※令和3年度補正予算による支援のみ  
公募要領に記載の条件を全て満たす場合に限り、上限3,000万円までの案件を  
若干件数採択してもよい。

## 【主な条件】

- ・事業化に向けて更なる加速のために必要不可欠(500～1000万円程度では達成不可能)であると、プラットフォーム内の選考会等が評価した場合
- ・研究開発チームにVC等に所属する方が参画し、事業化に向けたハンズオン支援が実施できる体制となっており、GAPファンドによる支援終了後に、起業する場合は、起業後にVC等が出資する可能性があることをプラットフォーム内の選考会等で精査のうえ確認できた場合
- ・必ずしも上限3000万円とするのではなく、提案内容を選考会等で精査して適切な金額での採択とする。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 主な変更点③

- 拠点都市環境整備型(R2補正)で採択済の案件の支援  
拠点都市環境整備型のGAPファンドで支援を行った研究開発課題について、プラットフォームの選考で採択されれば、再度支援を行うことを認める。  
※ただし、再度支援を行うことで、事業化に近づくことが見込まれることが前提
- 実施すべき項目として追加した主な点
  - ・知財化・国際標準化・データの構造化等に向けた戦略的な取組に向けた支援
  - ・プラットフォーム全体で連携したハンズオン支援の実施
  - ・GAPファンドに採択された研究代表者に対する、PoCの獲得やスタートアップ創出に必要なビジネス知識を提供するプログラムの提供
  - ・ビジネスモデルの構築およびそのブラッシュアップに向けた支援
  - ・DemoDay開催の際、研究開発成果のみならず、支援期間でブラッシュアップしたビジネスモデルを必ず発表に含めること。

# (1) 起業活動支援プログラムの運営 補足

## ■ 学部生の定義について

・研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。

また、学部生は研究代表者となることはできません。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。

## (2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等 概要

- ・プラットフォームに参加していない大学等も含めて、**令和7年度末までに拠点都市でアントレプレナーシップ人材育成プログラムの受講を希望する全ての者**(学部学生、大学院生、シーズを持った若手研究者や企業の若手人材を含む)に対して、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できる環境を整備。
- ・どの参画機関からも参加しやすいアントレプレナーシップ人材育成プログラムの共同開発および運営を実施するための仕組みや体制を構築。
- ・既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムについて、機関連携による相互の受講を可能にする体制の構築。
- ・参画機関内におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラム及び実施体制の充実。

※アントレプレナーシップ人材育成プログラムの定義は、公募要領を確認してください。

## (2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等 留意事項

- ・SCORE大学推進型(拠点都市環境整備型)に採択されたプラットフォームに所属している機関は、拠点都市環境整備型で育成した指導・支援人材等を巻き込んでアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等を推進すること。

## (2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等 主な変更点

### ■ **実施例**に以下を追加。

**※あくまで実施例であり、実施すべき必須項目ではありません。**

・ダイバーシティ(ジェンダー、留学生等)を考慮したアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施。

・何らかの選考プロセスを行ったうえで試作品づくりや市場調査等のための少額(数万～数十万円を想定)の活動資金を用いた、あるいは次のフェーズでの活動資金獲得につながるような実践的なアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施。

※参加者に活動資金を提供するプログラムを実施する場合は、別途計画書のJSTへの提出が必要

**※研究要素は含まれない前提**

## (3) 起業環境の整備 概要

- ・起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に必要となる環境を整備。
- ・**実施例**:
  - ・研究者等が起業を志した際の相談窓口の設置。
  - ・各大学等の起業活動を促進するために関係諸ルール(兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等)の整備や見直しおよびその運用等。
  - ・起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの活動を更に高度化するために必要な機器等を精査した上での機器等の整備。

## (3) 起業環境の整備 留意事項・主な変更点

### ■ 留意事項

- ・起業環境の整備に当たっては、プラットフォーム内の複数の機関の利用者が利用しやすいような運用上の工夫を含めた整備を行うことを含む。
- ・拠点都市環境整備型の支援を受けているプラットフォームに所属する機関については、起業環境の整備のうち、機器の整備については真に必要なものに限る。

### ■ 主な変更点

- ・不動産の取得、建物等施設の建設・改修にかかるものへの支出は不可（購入した設備備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等を除く）。

## (4) 拠点都市のエコシステムの形成・発展 概要

- ・プログラム代表者を中心に、将来的なスタートアップ・エコシステム拠点都市内での貢献を念頭に置きつつ、プラットフォーム全体として目指す姿を描いた上で、その実現のための計画を策定・推進。
- ・プログラム代表者を中心に、プラットフォーム内で起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能が、プラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みを検討・構築。
- ・**実施例**:
  - (1) GAPファンド支援や事業化検証をプラットフォーム内で共同実施する仕組みを検討。
  - (2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムをプラットフォーム内で共同開発・実施する仕組みを検討。
  - (3) 拠点都市の起業家・投資家・地域の関係者等が集まり、グローバルにつながることができるコミュニティの設置やネットワーキングイベントの実施、情報収集や発信等。

## (4) 拠点都市のエコシステムの形成・発展 主な変更点

### ■ 実施例に以下を追加。

- ・自治体の政策・総合計画・事業、又は市民や地域社会における課題・ニーズ等の情報を、自治体が大学等に提供し、大学等の知や技術を活用したそれらの課題やニーズの解決方策につなげるようなベンチャーの創出や、アントレプレナーシップ人材育成プログラムにつなげる機会を提供。
- ・自治体が保有するインフラの活用や、市民の参画が必要となる大学等による実証事業のためのフィールドを、自治体が大学等に提供。
- ・学生がスタートアップにインターンシップをしやすくするための仕組みや場を整備。

# 応募要件① ※令和3年度本予算公募から大きな変更はなし

## 応募要件

- ・令和3年度補正予算による支援と令和4年度本予算による支援の両方に応募する場合、参画機関(主幹機関、共同機関、幹事自治体、協力機関)および総括責任者、プログラム代表者、共同機関責任者、プログラム共同代表者、プログラム代表補佐(設置する場合)は同一であることを条件とします。
- ・1拠点都市あたり1プラットフォームまでの申請とします。  
※2つ以上の拠点都市にまたがって、合同で1プラットフォームとして申請する場合は、JSTに事前にご相談ください。  
ただし、上記の場合も令和3年度補正予算による支援では4億円程度(直接経費)、令和4年度本予算による支援では8,000万円程度(直接経費)/年が申請の上限額となります。
- ・主幹機関・共同機関・幹事自治体として最低5機関以上の複数機関が連携(特に複数大学の連携を強く推奨)し、プラットフォームを形成して申請することとします。
- ・1つ以上の幹事自治体の参加が必須です。

## 応募要件② ※令和3年度本予算公募から大きな変更はなし

### 応募要件

- ・一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれか1つ以上のプラットフォームへの参加（協力機関としての参加も可）が必要です。
- ・申請にあたっては、プラットフォームの取組が所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置付けられている、または位置づけられる見込みがあることが必要です。
- ・主幹機関、共同機関は、共同で実施可能な起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラム等を構築すること。
- ・主幹機関、共同機関は支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラム、起業環境の整備等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携したGAPファンドの運営やアントレプレナーシップ人材育成プログラムおよび起業環境の整備が実施できる体制の構築に向けて取り組むことが可能なこと。

# 応募要件③ ※令和3年度本予算公募から大きな変更はなし

主幹機関	<p>国内の大学・民間機関等(国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)</p> <p>※スタートアップ・エコシステム拠点都市に参画する必要があります。</p> <p>※JSTが認めた場合を除き、原則1つの拠点都市からは1つの主幹機関の申請となります。1つの拠点都市から複数の主幹機関の申請を希望する場合は、応募前にJSTへ必ずご連絡ください。</p>
共同機関	<p>国内の大学・民間機関等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)</p>
幹事自治体	<p>地方自治体(都道府県、政令指定都市、市町村、特別区)</p> <p>※複数の拠点都市にまたがり合同で申請する場合は、各拠点都市の自治体がそれぞれ1機関以上含まれる必要があります。</p> <p>※JSTと委託研究契約は締結しません</p>
協力機関	<p>国内外の大学・民間機関・地方自治体等</p> <p>※JSTと委託研究契約は締結しません</p>

※共同機関・幹事自治体は、スタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画、または本公募プログラムに採択された当該年度末までに参画する見込みや、参画に対して合意が得られている必要があります。

# 応募制限 ※令和3年度本予算公募から大きな変更はなし

## 応募制限

※研究代表者の重複制限は、公募要領を確認してください。

- (1)機関は主幹機関、または共同機関として、どちらか1件のみ申請が可能です。
    - ・機関は主幹機関として、同時に複数件申請できません。
    - ・機関は共同機関として、同時に複数件申請できません。
    - ・機関は同時に、主幹機関と共同機関に申請できません。
  - (2)令和2年度に大学エコシステム推進型 大学推進型(旧SCORE大学推進型)に採択されている機関が主幹機関又は共同機関として参加する場合、GAPファンドに該当する部分について、重複する部分を支援対象外とします(明確な切り分けが必要となります)。
  - (3)文部科学省の「官民イノベーションプログラム」において国から出資を受けた4大学が主幹機関又は共同機関として参加する場合、GAPファンドに該当する部分について、重複する部分を支援対象外とします(明確な切り分けが必要となります)。
- ※(2)、(3)に該当する大学が所属するプラットフォームは、切り分けについて明確に申請書で記載ください。また、ヒアリング審査でも説明をお願いします(審査会での審議の対象となります)。

# 申請書

申請締切：令和4年3月23日（水）正午

- ・e-Radにより提出してください。
- ・申請書は申請様式1～3のファイルをPDF形式で1つのファイルに結合し、サイズは合計30 MB以下としてください。
- ・ヒアリング説明資料は申請様式4を用いて作成し、PDF形式で、サイズは30MB以下としてください。
- ・申請様式2,および3については、エクセル形式でメールでの提出も必須といたします。

申請様式	両方に応募	R3年度補正 予算のみ	R4年度本予 算のみ
様式1-1(申請書・R4本予算・R3補正予算共通)	○	○	○
様式1-2(申請書・R4本予算)	○	-	○
様式1-3(申請書・R3補正予算)	○	○	-
様式2(実績)	○	○	○
様式3-1(予算計画書・R4本予算)	○	-	○
様式3-2(予算計画書・R3補正予算)	○	○	-
様式4(ヒアリング説明資料フォーマット)	○	○	○

# 選考の観点

＜ビジョン・目標＞、＜実施状況・課題＞、＜取組内容・実施計画＞、＜その他＞の各項目について、以下を審査の観点とする予定です。

## ■ 令和3年度補正予算による支援

各項目の全体及び(1)起業活動支援、(3)環境整備、  
＜その他：R3補正とR4本予算の連携・経費執行計画＞

## ■ 令和4年度本予算による支援

各項目の全体及び(1)起業活動支援、(2)アントレ教育、(3)環境整備、  
(4)エコシステム、＜その他：R3補正とR4本予算の連携・経費執行計画＞

各項目の詳細は公募要領を確認してください。

# 選考の観点 令和3年度本予算公募時からの主な変更点①

- <ビジョン・目標>、<実施状況・課題>、<取組内容・実施計画>それぞれについて、「全体」の審査の観点を追加
- <ビジョン・目標>の(1)起業活動支援プログラムの運営 を以下に変更  
プラットフォームとして目指す大学等発ベンチャー像や、大学等発ベンチャー創出数、効果的な支援体制(不採択案件や起業後のフォローアップを含む)について意欲的かつ実現可能な目標が設定されているか。
- <ビジョン・目標>の(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等を以下に変更
  - ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムについて、令和7年度末までに、拠点都市において希望する全ての者が受講できるような環境を実現するための意欲的な目標が設定されているか。
  - ・支援終了時点までに目指す人材育成像、及び目指す受講者の規模等、それを達成するための効果的な仕組みについて意欲的かつ実現可能な目標が設定されているか。

## 選考の観点 令和3年度本予算公募時からの主な変更点②

- <取組内容・実施計画>の(3)起業環境の整備 に下線を追加。
  - ・整備する起業活動の場の想定場所や規模、整備する機器等は妥当かつ精査された内容になっているか。特に拠点都市環境整備型の支援を受けているプラットフォームに参画している機関の機器整備については、真に必要なかどうか精査されているか。
- 以下の観点を<その他>に追加。
  - ・令和3年度補正予算による支援と令和4年度本予算による支援での取組計画は適切に連携された計画となっているか(令和3年度補正予算による支援と令和4年度本予算による支援の両方に応募している場合のみ)。

# 審査

スタートアップ・エコシステム形成支援委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。

令和3年度補正予算による支援、令和4年度本予算による支援両方に応募したプラットフォームについては、ヒアリング審査をまとめて実施する予定です。

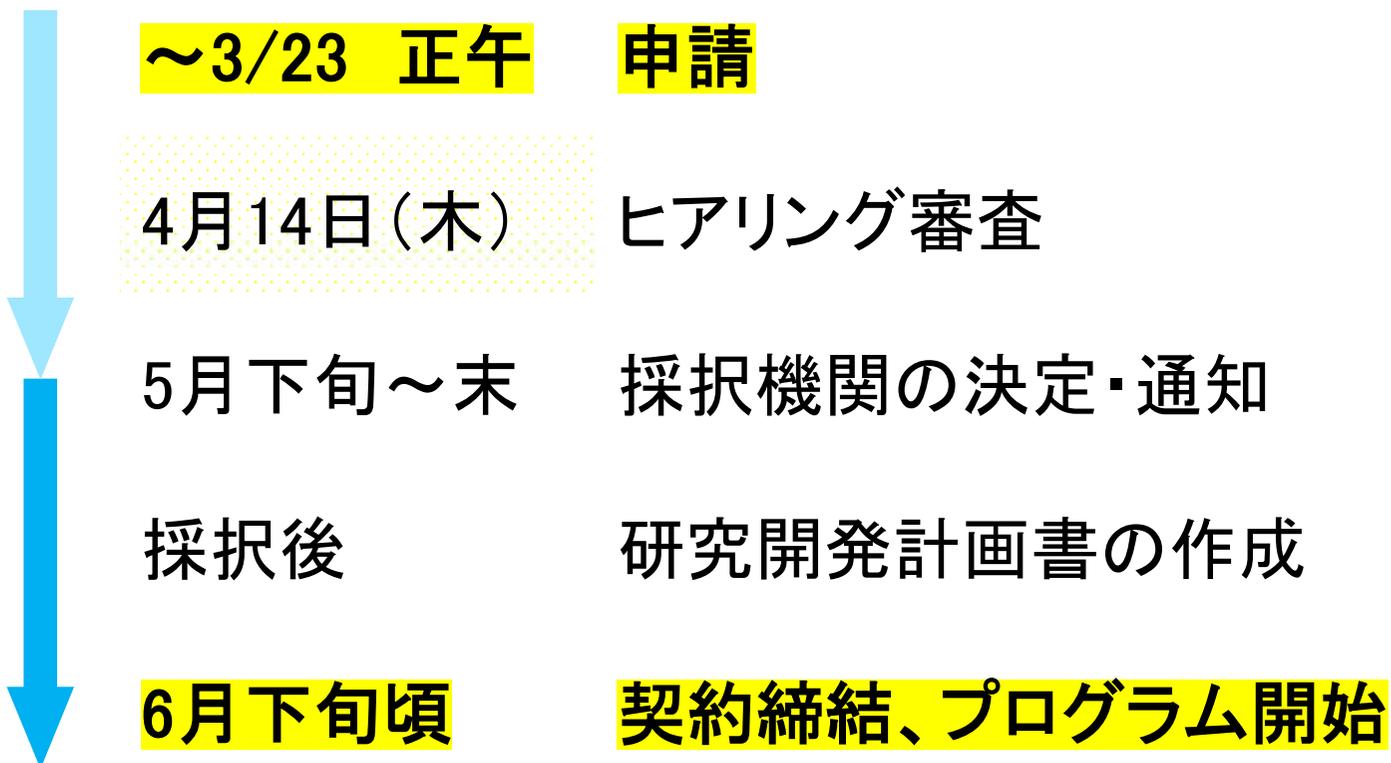
## ■ ヒアリング審査日時

4月14日(木)実施

※発表25分、質疑応答40分を予定。

- ・ヒアリング審査では、プログラム代表者から主に説明いただきます。
- ・共同機関のプログラム共同代表者も、可能な範囲で出席していただきます。
- ・ヒアリング審査への参加は、主幹機関・共同機関・幹事自治体のみ可能です。

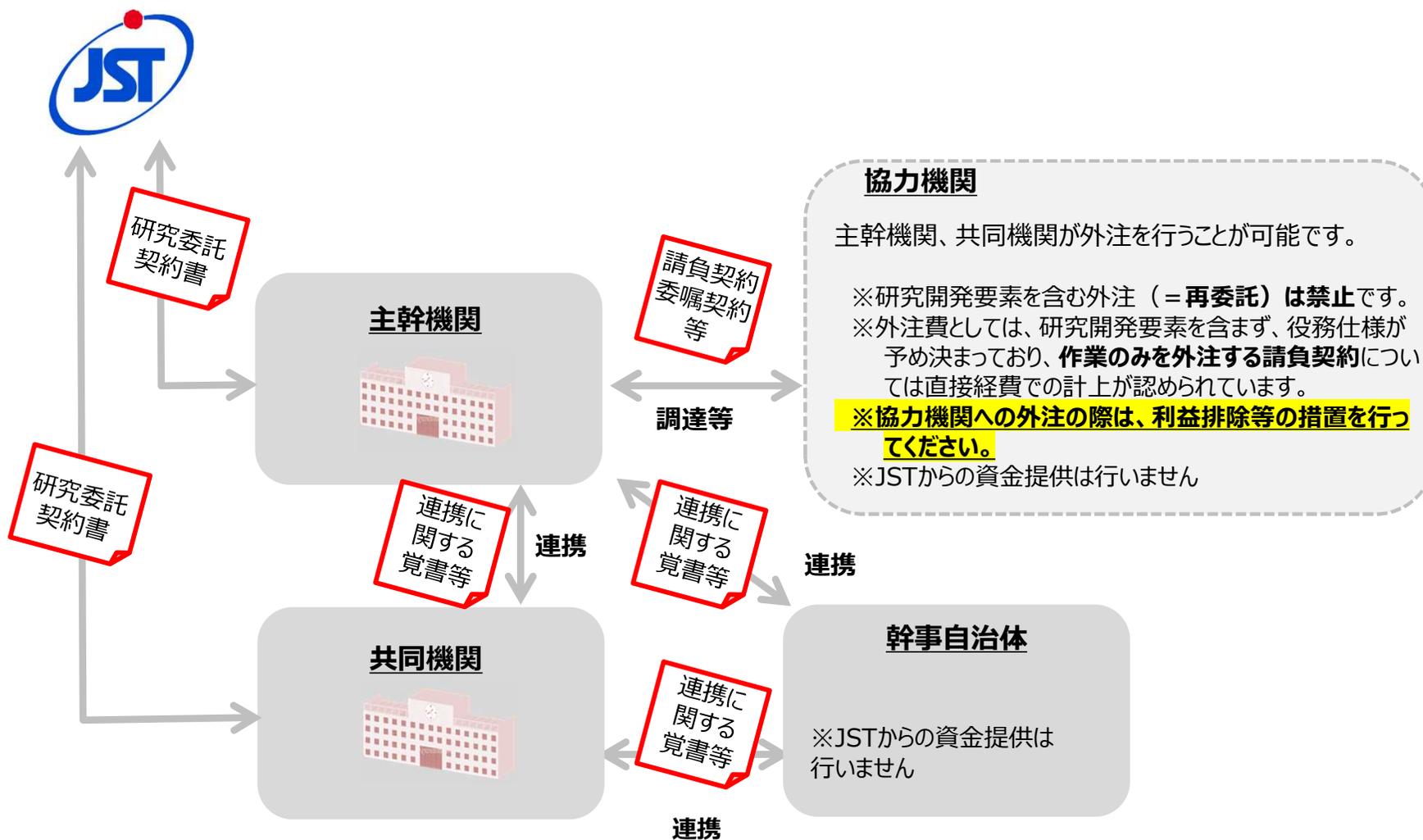
# 公募から支援開始までのスケジュール(予定)



# 採択後の流れについて

- ・令和3年度補正予算による支援と、令和4年度本予算による支援の両方に採択された場合は、それぞれについて委託研究開発契約を締結します。
- ・研究計画書もそれぞれ別の研究計画書が必要となります。
- ・報告時の報告書もそれぞれの報告書をご提出いただきます。
  
- ・JSTは、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止などの措置をとることがあります。
  
- ・採択後3年度目に中間評価(令和4年度本予算による支援のみ)、および事業終了年度またはその翌年度に事後評価を実施します。中間評価の結果、活動の縮小や中止の措置をとることもあります。また、評価結果は公開する予定です。
  
- ・追跡調査を実施します。

# 体制のイメージ(例)



# e-Rad操作に関する留意点①

- ・新e-Radへの切り替えに伴い、**令和4年3月5日(土)から3月14日(月)までの間、e-Radを停止する期間**が発生しますのでご注意ください。
- ・令和3年度補正予算による支援と令和4年度本予算による支援でe-Radの入力画面が異なりますので、間違えないようご注意ください。  
両方に応募する場合は、それぞれで入力が必要です。
- ・e-Radでの公募名：  
【令和4年度本予算による支援】  
START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 令和4年度  
【令和3年度補正予算による支援】  
START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 令和3年度  
(補正)
- ・応募単位は「研究機関単位」: 主幹機関の「事務代表者」のログインID、パスワードを用いて申請

# e-Rad操作に関する留意点②

- ・プログラム代表者の研究者情報の登録が必要：e-Rad研究者番号をe-Rad上で記載
- ・プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件（プログラムを修了していない場合は、eAPRINダイジェスト版を受講し、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号(数字7桁+ARD)を申告してください  
<https://edu2.aprin.or.jp/ard/> )

## \* 受講確認書番号について

e-Rad の応募情報に入力する受講確認書番号は受講確認書の下記の場所に表記されています。(数字7桁+英文字3桁)

単元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト/< Digest Version >  
Responsible Conduct of Research\_RCR

受講日(Passed on): 2019/07/03

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930327ARD ← 受講確認書番号

(確認) プログラム代表者の研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(eAPRIN(IECITI))

必須

所属機関での研究倫理教育に関するプログラムを修了している

JST事業等で eAPRIN(IECITI)を修了している

eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)

〔(確認) eAPRINダイジェスト版を終了している場合、受講確認書番号(数字7桁+ARD)を入力してください。(該当者は必須)〕

1930327ARD

■プログラム代表者(本プログラムの実運用を中心的に推進する産学連携部門の方)

氏名 必須

フリガナ 必須

所属・役職 必須

e-Rad研究者番号 必須

# 特許関連経費における留意事項

- 特許関連経費は原則として間接経費での支出となります
- ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。
- 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許(新権利)の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談等の費用が発生する場合は、本公募プログラムの間接経費から積極的に支出しプラットフォームとして知財戦略・知財マネジメントに取り組んでください。
- 本公募プログラムの支援期間終了後も維持費用について確保できるよう、予めプラットフォームで戦略を立てることとしてください。

# 企業等の取得物品における留意事項

## ■ 令和3年度補正予算による支援

企業等(大学等以外)について、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の物品の委託研究費による調達は認められません。

## ■ 令和4年度本予算による支援

企業等(大学等以外)について、取得価額50万円以上かつ使用可能期間が1年を超えるものは、JST帰属の資産としてJSTに報告し、支援終了後は企業等で有償賃貸借や買い受けが必要になります。

大学等: 国立大学法人・公立大学・私立大学等の学校法人、  
国公立研究機関・公設試験研究機関・独立行政法人等の公的研究機関、  
公益法人等の公的性格を有する機関であってJSTが認めるもの。

# チェックリストの提出

- ①「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

対象: 主幹機関・共同機関は提出が必要となります。

- ②「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(研究不正行為チェックリスト)の提出

対象: 研究活動(GAPファンドによる研究開発活動や、アントレプレナーシップ教育の研究活動)を行う機関は提出が必要となります。

**①②とも令和4年度のチェックリストの提出が契約締結の前提条件**となります。

なお、令和3年度のチェックリストの提出がある場合は上記にかかわらず契約が認められますが、その場合も①は12月1日、②は9月30日までに令和4年度のチェックリストの提出が必要となります。

# 公募・問い合わせ先

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

産学連携展開部

スタートアップ・エコシステム形成支援担当

E-mail : [su-ecosys@jst.go.jp](mailto:su-ecosys@jst.go.jp)

- JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>
- 本事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/jigyos/su-ecosys.html>
- 公募要領・申請書 : <https://www.jst.go.jp/start/su-ecosys/r4/index.html>